

# 鎌ヶ谷市男女共同参画推進計画 かがやきプラン

平成 23 年度～平成 32 年度



鎌ヶ谷市

# 鎌ヶ谷市男女共同参画推進計画 かがやきプラン

平成 23 年度～平成 32 年度

鎌ヶ谷市

## はじめに

少子高齢化の進展や、価値観やライフスタイルの多様化、経済状況の悪化や雇用や就労状況の変化など、市民生活を取り巻く状況が大きく変化しています。このような中で、市民一人ひとりがいきいきと暮らしていくためには、男女が対等なパートナーとして様々な分野に参画し、お互いを尊重し、責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現がますます求められています。

本市における男女共同参画社会への取り組みは、平成 13 年度にスタートとした「鎌ヶ谷市総合基本計画かがやレインボープラン 21」に、重点的に取り組む施策として「男女共同参画社会づくり」を位置づけ、平成 15 年 3 月に「鎌ヶ谷市男女共同参画計画」（平成 15 年度～平成 22 年度）を策定し、平成 18 年 10 月には男女共同参画推進センターを開所し、男女共同参画推進拠点として、学習機会・情報提供等の充実に努めてまいりました。また、「女性のための相談」窓口も開設し、広く女性の生活における悩みや、増加傾向にあるDV相談も受けることができる体制となり、着実に男女共同参画の推進を図ってまいりました。

しかし、家庭や職場、地域などで解決しなければならない問題や対応すべき新たな課題も年々増えてきております。新たに策定しました「鎌ヶ谷市男女共同参画推進計画（かがやきプラン）」は、これまでの取り組みを踏まえ、新たな課題に対応した計画を市民の皆さまと協働で策定いたしました。

本計画では、目標分野ごとに具体的な数値目標を設け、実効性のある計画が推進できるようにいたしました。今後、本計画の推進にあたりましては、市民、事業者、関係機関等の方々とともに、協働して取り組むことにより、市民一人ひとりが「かがやける」よう、皆さまのより一層のご理解・ご協力をお願いいたします。

おわりに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見・ご提案をいただきました「鎌ヶ谷市男女共同参画計画策定委員会」の委員をはじめ、市民の皆さまに、心から感謝申し上げます。

平成 23 年 3 月

鎌ヶ谷市長 清水 聖 士

# 目 次

はじめに	1
第1章 計画策定にあたって	5
1 計画策定の背景	6
2 男女共同参画に関する動き	6
(1) 世界の動き	6
(2) 国の動き	7
(3) 千葉県の動き	8
(4) 鎌ヶ谷市の動き	8
第2章 計画の基本的考え方	9
1 計画策定の趣旨	10
2 計画の性格	10
3 計画の構成	10
4 計画の期間	11
第3章 基本計画	13
I 計画の基本理念	14
1 基本理念	14
2 基本目標	14
II 計画の体系	15
III 目標と課題	18
目標1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	18
目標2 男女共同参画の視点に立った意識改革・慣行の見直し	20
目標3 男女のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和） の支援	22
目標4 女性に対するあらゆる暴力の根絶	25
目標5 男女共同参画の視点に立った教育の充実	27
目標6 男女共同参画の視点に立った安心・安全なまちづくり	29
目標7 だれもが生涯を通じて健康に暮らせる支援の充実	31
目標8 男女共同参画推進体制の充実及び 男女共同参画推進センター運営の充実	34
IV 計画関連指標	37
第4章 第1次実施計画	39
目標1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	40
目標2 男女共同参画の視点に立った意識改革・慣行の見直し	42

目標 3	男女のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和） の支援	4 4
目標 4	女性に対するあらゆる暴行の絶	4 7
目標 5	男女共同参画の視点に立った教育の充実	4 9
目標 6	男女共同参画の視点に立った安心・安全なまちづくり	5 0
目標 7	だれもが生涯を通じて健康に暮らせる支援の充実	5 1
目標 8	男女共同参画推進体制の充実及び 男女共同参画推進センター運営の充実	5 3
資 料		5 5
1	計画の策定経過	5 6
2	鎌ヶ谷市男女共同参画計画策定委員会設置要綱	5 7
3	鎌ヶ谷市男女共同参画計画策定委員会委員名簿	5 9
4	男女共同参画社会基本法	6 0

注)「\*」が語尾についている用語については、同頁の下段に用語の解説をしています。



# 第1章 計画策定にあたって



# 1 計画策定の背景

日本国憲法の法の下での平等、人権尊重の理念のもとに、男女平等が保障されました。また、平成 11 年 6 月に男女共同参画社会基本法が制定され、男女共同参画社会への推進がなされてきました。鎌ヶ谷市においても平成 15 年 3 月に「鎌ヶ谷市男女共同参画計画」を策定し、男女平等の実現に向け様々な取組を進めてきました。

しかし、依然として「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識が根強く、一人ひとりの意識や行動に影響を与え、個性や能力を発揮することを阻害しています。全ての人々が性別に関わりなく、自分らしい生き方を選択できる社会を実現するため、このような意識を見直し、男女平等の意識づくりを継続して進めていく必要があります。

## 2 男女共同参画に関する動き

### (1) 世界の動き

- ・ 女性に対する差別をなくすことに取り組むため、昭和 50 (1975) 年に「国際婦人年」が提唱され、昭和 51 (1976) 年から昭和 60 (1985) 年までの 10 年間を「国連婦人の 10 年」とし、「平等・開発・平和」を目標に女性の地位の向上のための様々な取組みが展開されました。
- ・ 昭和 54 (1979) 年、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約)」が採択されました。
- ・ 平成 7 (1995) 年、国連で、女性の地位向上を唱えた「北京宣言」と国際的活動指針となる「行動綱領」が採択されました。
- ・ 平成 12 (2000) 年、国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、北京行動綱領の実施状況の分析、見直し及び評価を行い、その完全実施に向け方向性が明らかにされました。
- ・ 平成 17 (2005) 年、国連の第 49 回国際婦人の地位委員会「北京+10」閣僚級会合が開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」を再確認し、完全実施に向けた一層の取組みを国際社会に求める宣言が採択されました。



## (2) 国の動き

- ・昭和 52 (1977) 年「国内行動計画」を策定し、男女平等に関する法律や制度の整備を進めました。
- ・昭和 60 (1985) 年「女子差別撤廃条約」を批准しました。同時に、国籍法（父母両系主義）、民法（配偶者び相続分引き上げ）、国民年金法（女性の年金権の確立）などの法改正、男女雇用機会均等法の制定が行われました。
- ・昭和 62 (1987) 年「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定し、国際的動向を受けた、行動計画の全面改定が行われました。
- ・平成 7 (1995) 年「育児・介護休業法」が制定され、育児や介護を行う労働者に対する支援措置が講じられました。
- ・平成 11 (1999) 年男女共同参画社会の実現に向けた基本法である「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌平成 12 (2000) 年には、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。
- ・平成 13 (2001) 年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（通称DV防止法）が制定され、配偶者からの暴力が犯罪であるということが明文化されました。
- ・平成 15 (2003) 年「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、少子化社会に講じられる施策を総合的に推進し、具体的な取り組みを進めていくことが示されました。
- ・平成 17 (2006) 年「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定され、その中で平成 32 (2020) 年度末までに指導的地位に占める女性割合を少なくとも 30%程度にするなどの数値目標の設定がされました。
- ・平成 19 (2007) 年「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス憲章）及び「仕事と生活の調和のための行動指針」が策定され、仕事と生活の調和した働く環境の整備について官民あげて取り組むこととなりました。また、「DV防止法」の改正により、保護の範囲が広がりました。

### (3) 千葉県の動き

- ・昭和 56（1981）年「千葉県婦人施策推進総合計画」を策定しました。
- ・平成 8（1996）年「ちば新時代女性プラン」を策定し、男女共同参画社会の形成を目指す基本目標を定めました。
- ・平成 13（2001）年「男女共同参画社会基本法」を受け、「千葉県男女共同参画計画」を策定し、千葉県における男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に推進してきました。
- ・平成 18（2006）年「千葉県男女共同参画計画（第 2 次）」が策定され、今後 20 年間の千葉県の男女共同参画施策の新たな取り組みが示されました。

### (4) 鎌ヶ谷市の動き

- ・平成 3（1991）年「婦人問題の研究に関すること」が行政業務として、事務分掌に位置づけられました。
- ・平成 4（1992）年「女性施策調査研究プロジェクトチーム」を設置し、調査研究を行い、女性施策推進のための提言を行いました。
- ・平成 10（1998）年「かまがや女性プラン懇話会」を設置し、鎌ヶ谷市の男女共同参画の必要施策やその方向性について提言を行いました。
- ・平成 13（2001）年鎌ヶ谷市総合基本計画に「男女共同参画社会づくり」を市が取り組んで行くべき施策として位置づけました。
- ・平成 15（2003）年「鎌ヶ谷市男女共同参画計画」を策定し、平成 22 年度までの、鎌ヶ谷市の男女共同参画社会の形成を総合的、計画的に推進する体制を整えました。また、鎌ヶ谷市の男女共同参画計画の推進について広く意見を求めるため、市民、有識者などから構成される「鎌ヶ谷市男女共同参画推進懇話会」を発足しました。
- ・平成 18（2006）年「鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター」を設置し、鎌ヶ谷市の男女共同参画推進拠点を整備しました。

## 第2章 計画の基本的考え方



## 1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号。以下「基本法」という。）に基づき、男女共同参画社会の形成に関する施策を計画的・体系的に進めるため、鎌ヶ谷市においても、平成 15 年 3 月に「鎌ヶ谷市男女共同参画計画」を策定し、平成 15 年度から平成 22 年度までの 8 年間の計画として推進してきました。

しかしながら、少子高齢化の急激な進展や厳しい経済情勢に加え、一人ひとりの価値観の多様化する中で、女性の就労継続や再就職、政策・方針決定過程への参画、男性の家庭や地域への参画、また深刻化する女性に対する暴力の根絶など、対応すべき新たな課題も年々増えています。そのため、従来の施策の見直しが必要になってきています。

本市では、これまでの取り組みの成果を踏まえ、これらの課題に対応した新しい計画を、市民参加と協働のもと、策定することとします。

## 2 計画の性格

- ・「鎌ヶ谷市男女共同参画推進計画」は、国が進める「男女共同参画基本計画」、県が進める「千葉県男女共同参画計画」を踏まえた計画とします。
- ・鎌ヶ谷市総合基本計画「かまがやレインボープラン 21」との整合性を図った計画とします。
- ・社会環境の変化に伴い予想される新たな課題への対応と本市の実態に沿った男女共同参画社会の形成を目指した計画とします。
- ・取り組む事業について、数値目標を設定し、評価を行う計画とします。

## 3 計画の構成

本計画に含めるべき主な内容は次のとおりとします。

- (1) 計画の基本的理念
- (2) 目標と課題
- (3) 第 1 次実施計画

## 4 計画の期間

この計画の期間は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間とします。  
また、具体的な施策について定める事業計画期間は、平成 23 年度から 27 年度までの 5 年間で第 1 次実施計画期間とします。





## 第3章 基本計画



# I 計画の基本理念

## 1 基本理念

### 〈めざす姿〉

「男女が互いに人間として平等に尊重されつつ、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮し、いきいきと暮らすまち鎌ヶ谷」

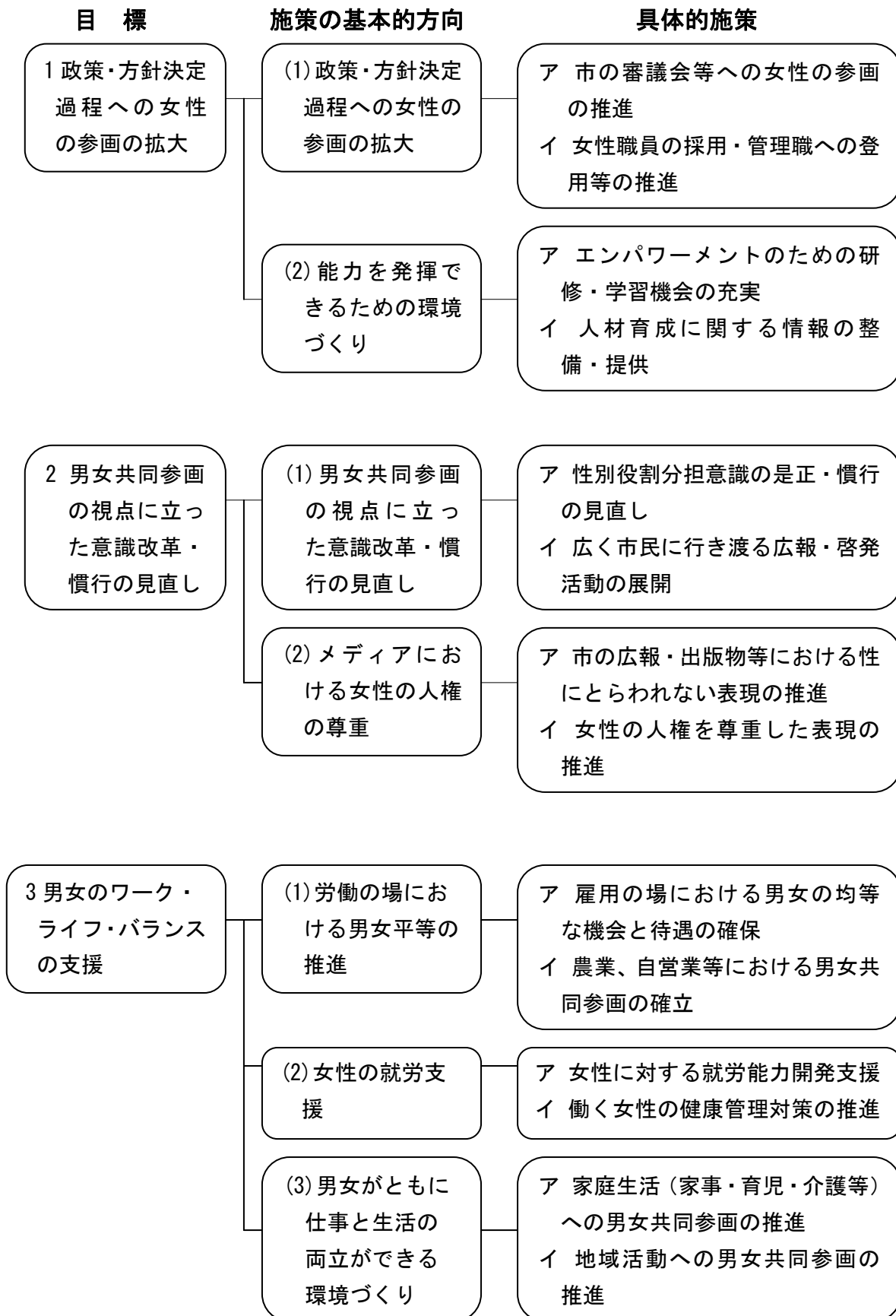
## 2 基本目標

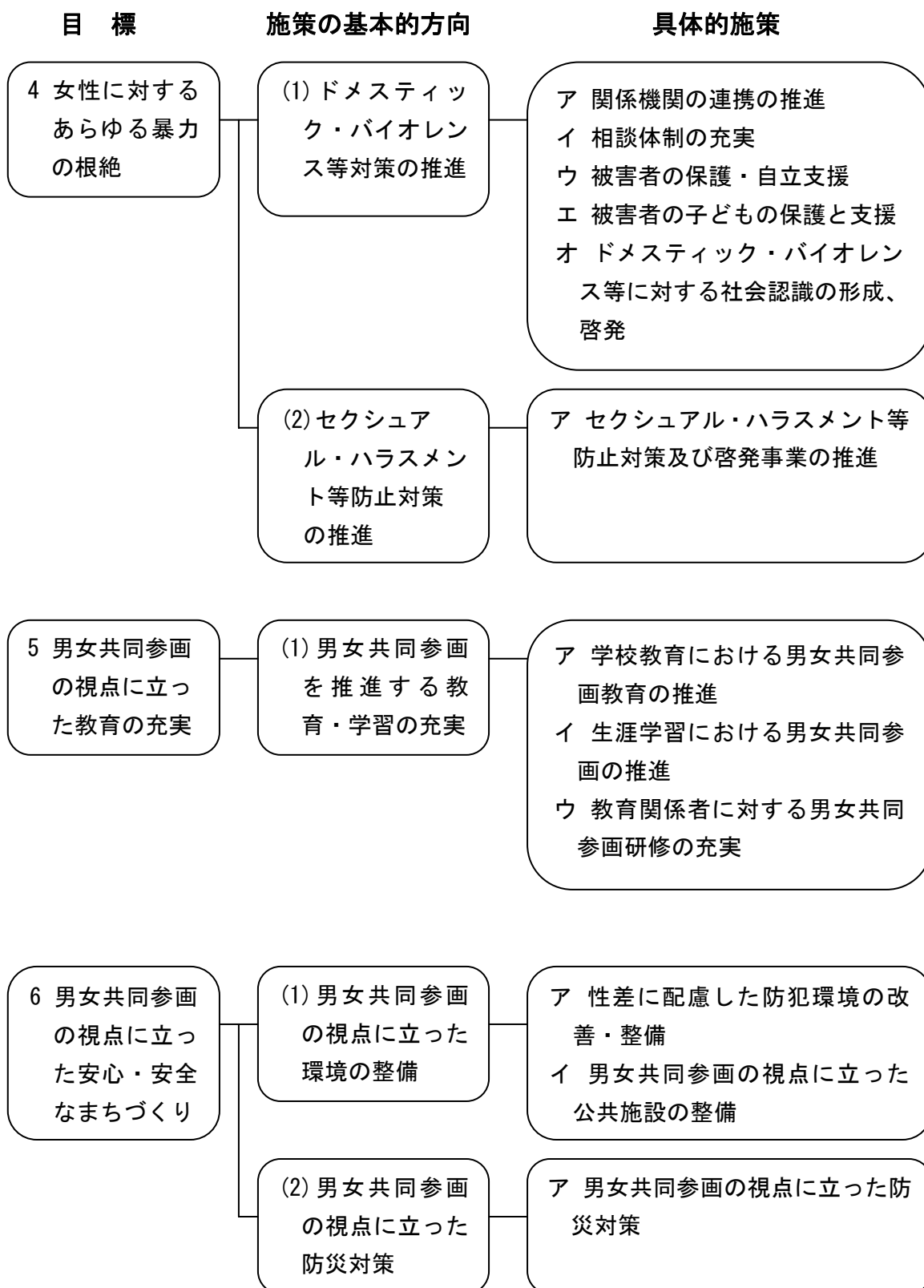
- (1) 目標 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (2) 目標 2 男女共同参画の視点に立った意識改革・慣行の見直し
- (3) 目標 3 男女のワーク・ライフ・バランスの支援
- (4) 目標 4 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- (5) 目標 5 男女共同参画の視点に立った教育の充実
- (6) 目標 6 男女共同参画の視点に立った安心・安全のまちづくり
- (7) 目標 7 だれもが生涯を通じて健康に暮らせる支援の充実
- (8) 目標 8 男女共同参画推進体制の充実及び男女共同参画推進センター運営の充実

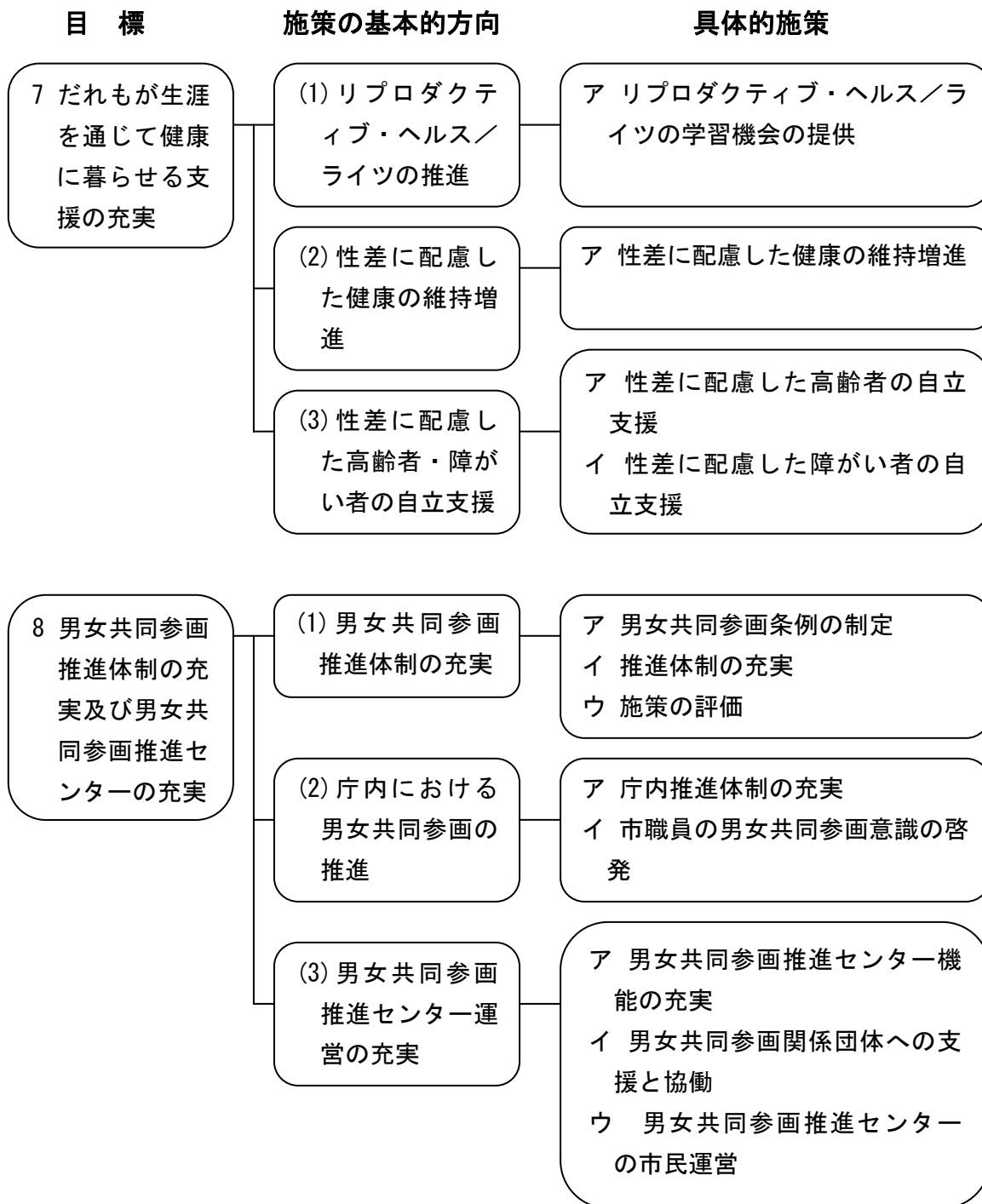




## Ⅱ 計画の体系







### Ⅲ 目標と課題

#### 目標 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

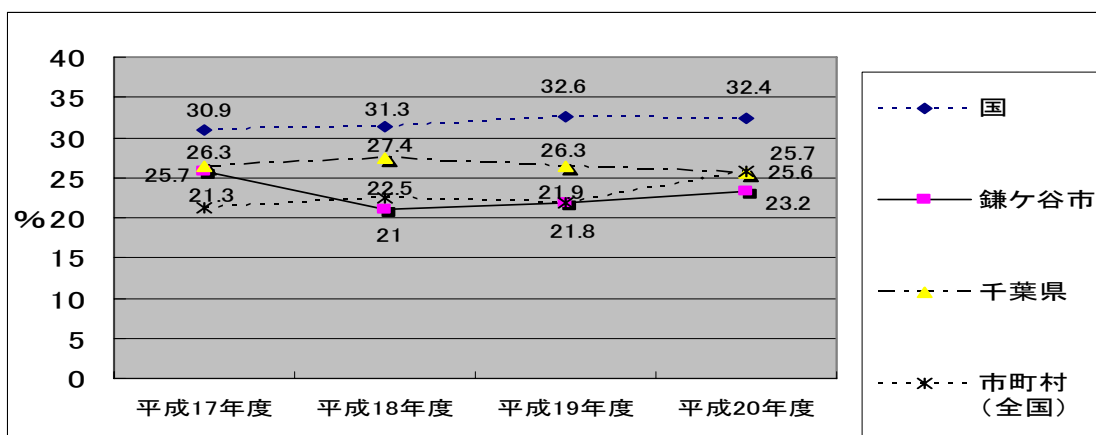
##### 〈課題〉

男女共同参画社会を実現するためには、男女が対等なパートナーとして、政治や行政、企業、団体等様々な分野の方針決定過程に参画していくことが重要です。

鎌ヶ谷市の審議会等における女性委員の割合は、過去5年の平均が22.8%で、計画策定時（平成15年3月）の割合21.1%をわずかに上回っている程度です。国が目標としている30%に至っていない状況であり、千葉県や国、全国の市町村審議会の割合よりも下回っています。また、審議会等に女性委員がいないものもあり（平成21年3月31日現在審議会等数55のうち11）、偏りがあります。市役所女性管理職の割合も低い状況にあります。

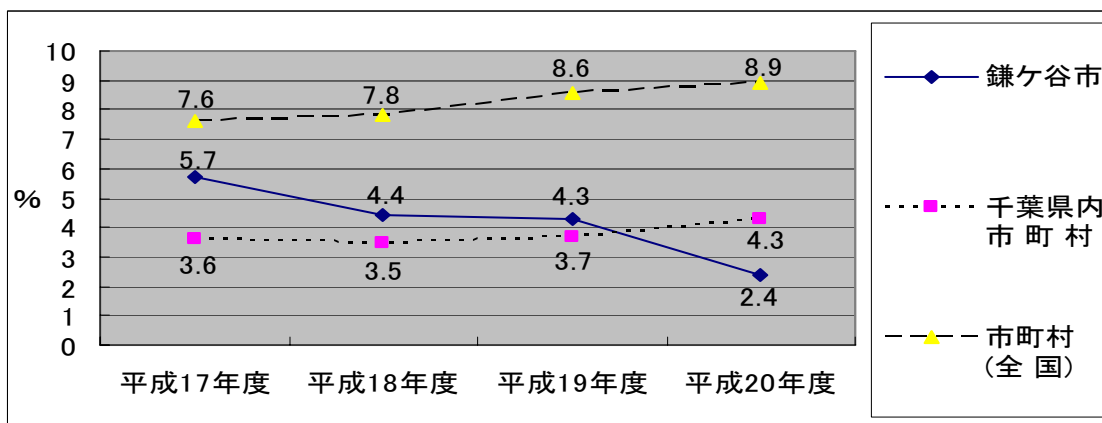
女性の意思を社会の様々な分野で反映させるためには、行政をはじめ、企業や地域等で女性のさらなる登用を進める必要があります。

##### 【国・千葉県・鎌ヶ谷市の審議会等における女性委員の割合】



資料：千葉縣市町村男女共同参画推進体制等調査

##### 【鎌ヶ谷市の女性職員の管理職の割合】



資料：千葉縣市町村男女共同参画推進体制等調査

## 〈施策の基本的方向〉

### (1) 施策・方針決定過程への女性の参画の拡大

男女共同参画社会の実現に向け、市政に幅広い意見を反映させるため、審議会等や管理職等へ女性の参画を推進します。

具体的施策		概要
ア	市の審議会等委員への女性の参画の推進	目標値を定め、女性委員の登用を推進します。
イ	女性職員の採用・管理職への登用等の推進	これまで男性の多かった職域への女性職員の採用や、管理職への登用等を推進します。

### (2) 能力を発揮できるための環境づくり

男女が社会のあらゆる分野へ参画し、施策提言等できる人材を育てるため、学習機会の充実や社会参画の推進を図ります。

具体的施策		概要
ア	エンパワーメント*のための研修・学習機会の充実	男女共同参画をするための力をつけるよう、学習機会の充実や支援に努めます。
イ	人材育成に関する情報の整備・提供	審議会委員等への女性の登用を促進するため、女性の人材育成に関する情報の収集・提供やシステム整備を行います。

---

#### \*エンパワーメント

自らの意識と能力をたかめ、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持ち、あらゆる分野でその力を発揮し、行動していくこと。

## 目標 2

# 男女共同参画の視点に立った

## 意識改革・慣行の見直し

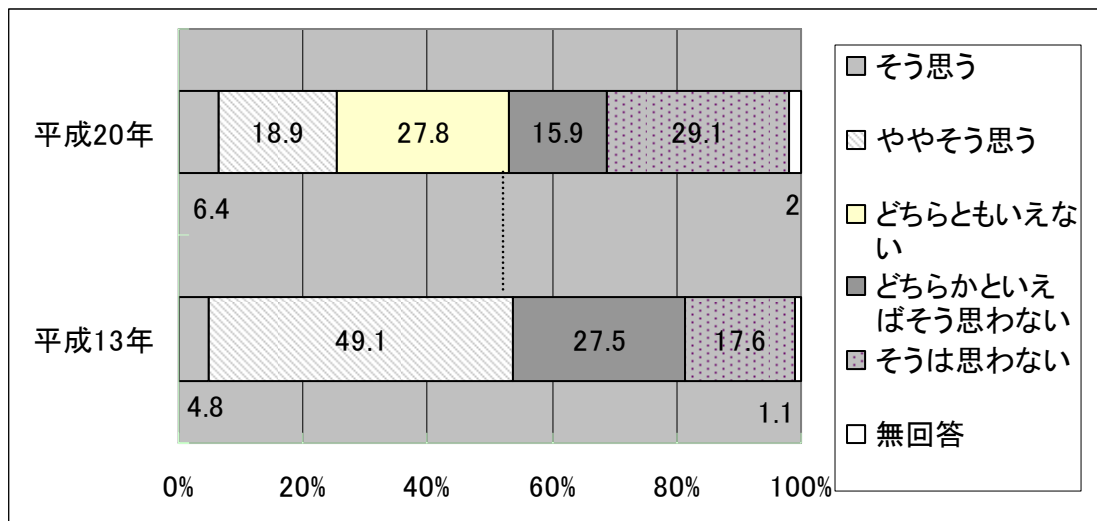
### 〈課題〉

男女共同参画社会の形成の阻害要因として、社会制度や慣行で「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担意識やジェンダー（社会的性別）があります。

平成 13 年度に実施した鎌ヶ谷市男女共同参画社会づくりにむけての意識調査（以下、「平成 13 年度調査」という。）と、平成 20 年度に実施した鎌ヶ谷市市民意識調査（以下、「平成 20 年度調査」という。）での「男は仕事、女は家庭」という考え方について比較すると、「そう思う」「ややそう思う」を合わせた回答が、53.9%から 25.3%に半減しているものの、「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」を合わせた回答は、45.1%から 45%と大きな変化が見られませんでした。

一方の性に偏った役割分担意識は、一人ひとりの持つ能力や個性を發揮することを阻害します。全ての人々が性別にかかわらず、自分らしい生き方を選択できる社会を実現するためには、このような意識を見直し、男女平等の意識づくりを進めていく必要があります。

### 【「男は仕事、女は家庭」という考え方について】



資料：平成 20 年 鎌ヶ谷市民意識調査

平成 13 年 鎌ヶ谷市男女共同参画づくりに向けての意識調査

## 〈施策の基本的方向〉

### (1) 男女共同参画の視点に立った意識改革・慣行の見直し

男女共同参画の視点に立ち、性別役割分担意識や、これに基づく慣行等について見直しを図ります。

具体的施策		概要
ア	性別役割分担意識の是正・慣行の見直し	性別役割分担意識を是正、慣行を見直すため、研修会等を開催します。
イ	広く市民に行きわたる広報・啓発活動の展開	男女平等意識やジェンダー(社会的性別)に敏感な視点を浸透させるため、広報・啓発を行います。

### (2) メディアにおける女性の人権の尊重

メディアを人権尊重の視点で見直し、適切な表現や取り組みが推進されるよう意識の啓発を図ります。

具体的施策		概要
ア	市の広報・出版物等における性にとられない表現の推進	市が発行する広報・出版物において、性別に基づく固定的な表現がされないような取り組みを推進します。
イ	女性の人権を尊重した表現の推進 (メディア・リテラシー*に関する意識啓発)	メディアから発信される情報を、主体的に収集・判断できる能力の向上を図るため、学習機会や情報の提供を行います。

---

#### \*メディア・リテラシー

テレビや雑誌、インターネットなどあらゆるメディアからもたらされる情報を主体的に読み解き、活用する能力、それらのメディアを使って表現する能力。

## 目標3 男女のワーク・ライフ・バランス\*

### (仕事と生活の調和)の支援

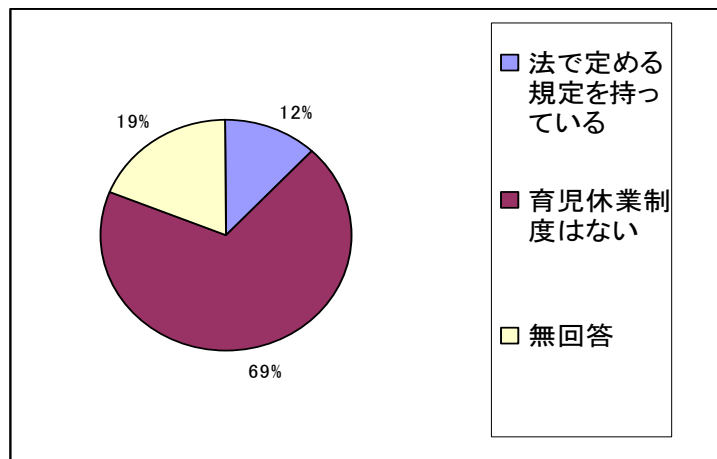
#### 〈課題〉

少子高齢化社会の進行や社会情勢の急激な変化の中で、男女がともに社会や家庭、地域活動に参加していくためには、家庭生活、地域生活、職場生活などにおける活動との調和を図ることが大切です。

しかし、現状では、女性に家事負担が大きくかかり、女性の働く場の確保もまだまだ進んでいるとはいええない状況にあります。平成20年度に実施した鎌ヶ谷市男女共同参画社会づくりに向けた事業所アンケートでは「育児休業制度はない」の回答が69%、「介護休暇制度はない」の回答は76%となっています。また、平成18年総務省「社会生活基本調査」では、1日における「家事・育児・介護等」の時間割合が、共働き世帯で、夫2.1%、妻17.7%、夫有業で妻無業世帯で、夫2.7%、妻20.3%と、夫婦間で大きな隔たりがある状況です。

働く男女が仕事と生活を調和させるためには、働き続けることができる環境の整備、家庭や職場、地域での意識改革、育児や介護に対する社会的支援が必要です。

#### 【事業所における育児休業制度の有無】



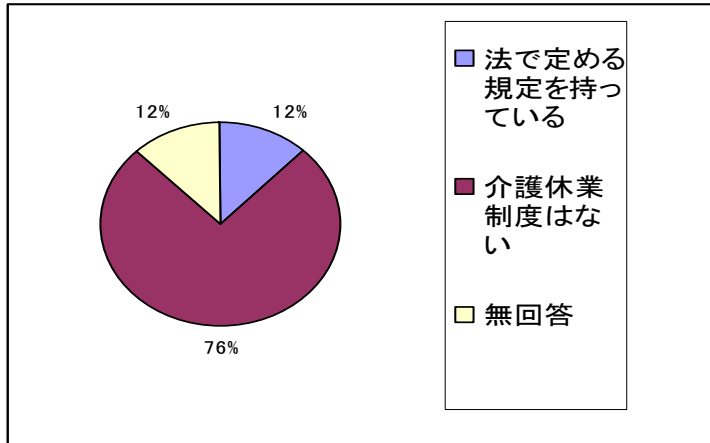
資料：平成20年 鎌ヶ谷市男女共同参画社会づくりに向けた事業所アンケート

#### \*ワーク・ライフ・バランス

年齢や性別、家族の有無等を問わず、仕事、家庭生活、地域活動、個人の趣味・楽しみなど、様々な活動について自ら希望するバランスで生活できる状態。



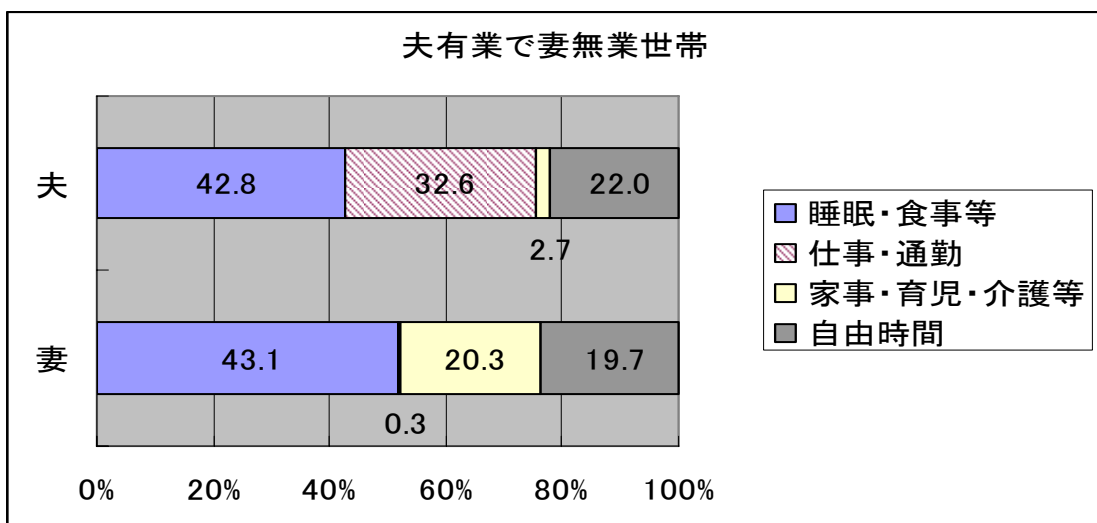
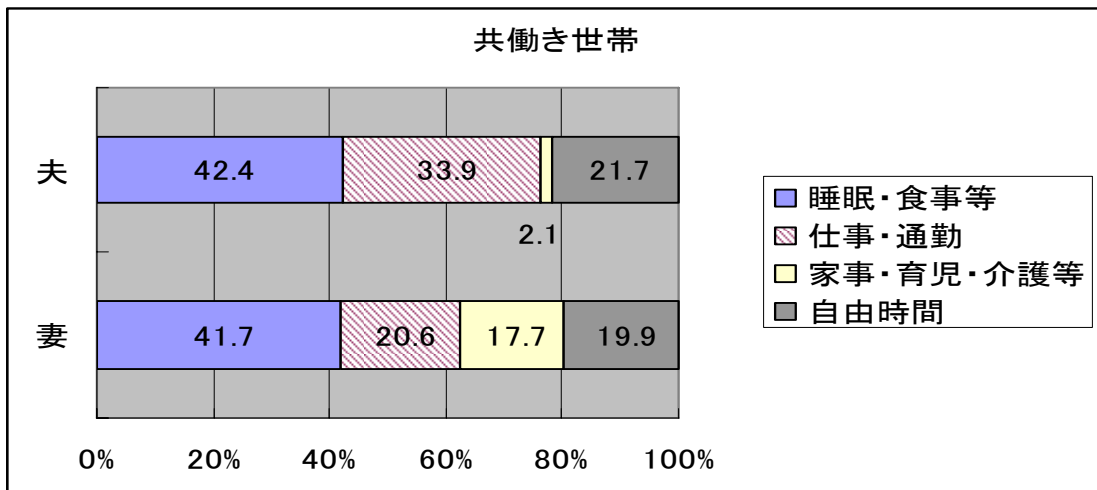
### 【事業所における介護休業制度の有無】



資料：平成 20 年 鎌ヶ谷市男女共同参画社会づくりに向けた事業所アンケート

### 【夫婦の生活時間】

\* 1日における仕事や家事の時間割合



資料：平成 18 年 総務省「社会生活基本調査」

## 〈施策の基本的方向〉

### (1) 労働の場における男女平等の推進

男女が互いに能力を発揮し、性別による不平等が生じることのないよう啓発に努めます。

具体的施策		概要
ア	雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保	性別による不平等が生じることのないよう雇用者等への啓発を行います。
イ	農業、自営業等における男女共同参画の確立（農業、自営業等における男女のパートナーシップの確立）	性別役割分担意識を是正するため意識の啓発、慣行や慣習の見直しを図ります。

### (2) 女性の就労支援

女性がその能力を十分発揮し、安心して働けるよう、女性の就労支援や女性が働く環境の整備を図ります。

具体的施策		概要
ア	女性に対する就労能力開発支援	知識や技術、再就職への支援に努めます。
イ	働く女性の健康管理対策の推進	女性が働きながら安心して子どもが産める環境の整備を推進します。

### (3) 男女がともに仕事と生活の両立ができる環境づくり

仕事と生活（家庭や地域）との両立を図るため、家族間の協力、職場の理解・協力が得られる意識づくり、子育て・介護などの社会的支援の充実を図ります。

具体的施策		概要
ア	家庭生活（家事・育児・介護等）への男女共同参画の推進	男女が仕事と家庭生活が両立できるよう、意識の啓発や社会的支援の充実を図ります。
イ	地域活動への男女共同参画の推進	意識の啓発や参画機会の提供などにより地域活動への参画を図ります。



## 目標 4

# 女性に対するあらゆる暴力の根絶

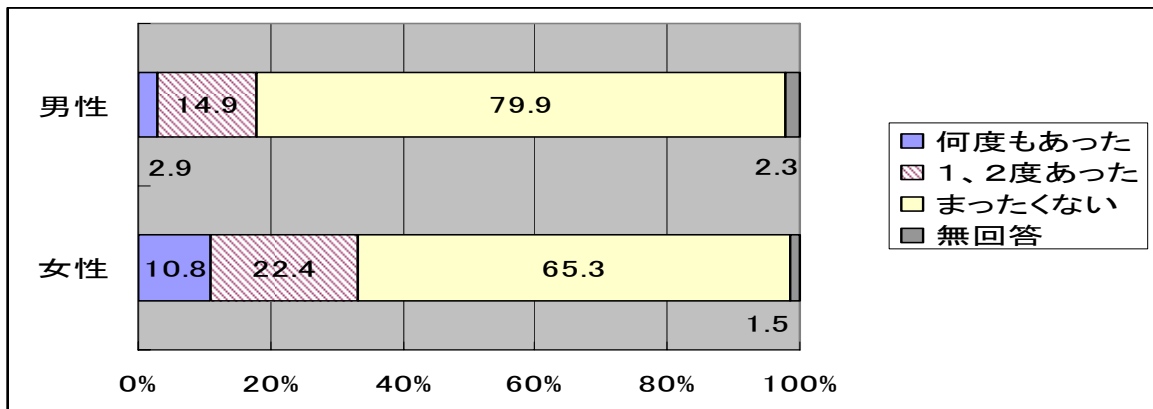
### 〈課題〉

平成 20 年に内閣府の行った男女間における暴力に関する調査では、女性の 3 人に 1 人 (33.2%) が配偶者からなんらかの被害を受けたとされています。

憲法では「個人の尊重」と「法の下での平等」が規定され、男女共同参画社会基本法では、「男女の人権の尊重」を掲げており、鎌ヶ谷市総合基本計画でも基本理念として「人間尊重」としています。どのような暴力も、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、許されるものではありません。特に、女性に対する暴力は、そのほとんどが対等な存在として認めず、不平等な力関係のもとで起こることにより、被害者から生きる自信や気力を奪っていきます。男女間に起こる暴力は個人的な問題と片付けられがちですが、経済的な格差や性別役割分担意識などから生まれる男女間の構造的な問題です。暴力を決して許さず、人権が侵害されることのない社会になることが求められます。

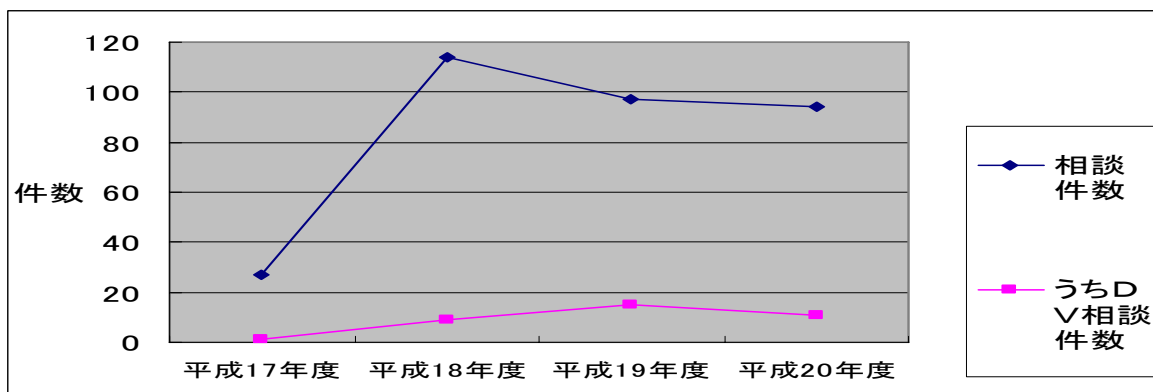
### 【配偶者からの被害経験】

\* 「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「性的強要」のいずれかを 1 つでも受けたことがある。



資料：平成 20 年 内閣府男女間における暴力に関する調査

### 【鎌ヶ谷市女性のための相談利用状況】



\* 平成 17 年度は相談開始 1 月から 3 月分

資料：鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター利用統計

## 〈施策の基本的方向〉

### (1) ドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナー等からの暴力）等\* 対策の推進

配偶者やパートナー等からの暴力は犯罪行為であるという認識を深め、被害者の保護や自立支援等を充実します。

具体的施策		概要
ア	関係機関の連携の推進	関係機関との連携を図り、被害者の保護や自立支援を充実します。
イ	相談体制の充実	被害者等が相談しやすい環境や体制の充実を図ります。
ウ	被害者の保護・自立支援	被害者の保護や自立のための支援の充実を図ります。
エ	被害者の子どもの保護と支援	被害者の子どもに対する支援の充実を図ります。
オ	ドメスティック・バイオレンス等に対する社会認識の形成、啓発	ドメスティック・バイオレンス等の暴力は犯罪行為である認識を深めるための研修等を行います。

### (2) セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）等\*防止対策の推進

人間関係において、優位な力関係を背景におこるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント（地位や権力による嫌がらせ）を防止するため、情報提供や意識啓発、防止対策の体制の推進に努めます。

具体的施策		概要
ア	セクシュアル・ハラスメント等防止対策及び啓発事業の推進	あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進体制や啓発事業を行います。

---

#### \* ドメスティック・バイオレンス等

ドメスティック・バイオレンスとは、配偶者やパートナーからの暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。ドメスティック・バイオレンス等には、女性に対するあらゆる暴力という意味で、デートDVやストーカーなども含まれます。

#### \* セクシュアル・ハラスメント等

セクシュアル・ハラスメントとは、継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動で、それは、単に雇用関係にある者だけでなく、様々な生活の場で起こり得るものです。セクシュアル・ハラスメント等には、パワー・ハラスメントも含まれます。

## 目標 5

# 男女共同参画の視点に立った教育の充実

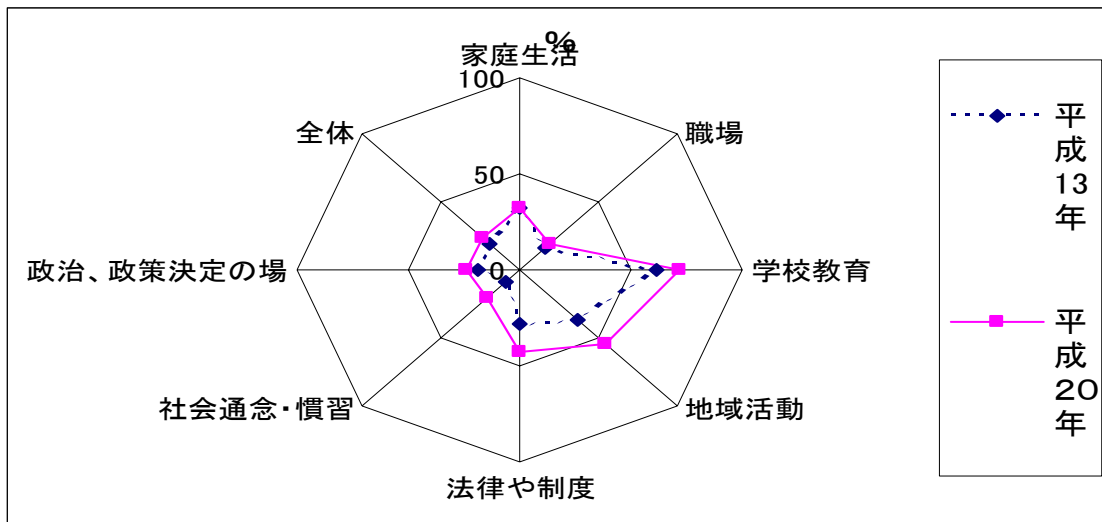
### 〈課題〉

男女の人権が尊重され、一人ひとりが個性と能力を発揮できる社会にしていくためには、学校、家庭、職場や地域などあらゆる場において、男女平等の意識を育て、男女共同参画への認識を深めて行くことが大切です。

平成13年度調査と平成20年度調査の「男女平等感について」の比較では、「男女平等と思っている人の割合」は学校教育、地域活動など7分野で増えましたが、50%に満たない分野は家庭生活や職場など8分野中5分野もあります。

性別に基づく性別役割分担意識を改め、男女平等意識の浸透を図るため、あらゆる分野において、男女平等意識づくりを目指す教育や学習が必要です。

### 【男女平等と思う人の割合】



%

	家庭生活	職場	学校教育	地域活動	法律や制度	社会通念・慣習	政治や政策決定の場	全体
平成13年	32.2	15.9	61.6	37.4	27.9	9.6	19.2	18.3
平成20年	32.1	19.3	71.5	53.7	42.4	20.9	23.5	23.5

資料：平成20年 鎌ヶ谷市民意識調査

平成13年 鎌ヶ谷市男女共同参画づくりに向けての意識調査

## 〈施策の基本的方向〉

### (1) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

性別に基づく役割分担意識を改め、男女平等意識の浸透を図るため、あらゆる分野において、男女平等意識づくりを目指す教育や学習を推進します。

具体的施策		概要
ア	学校教育における男女共同参画教育の推進	発達段階に応じ、個人の尊厳、男女共同参画に関する教育の充実に努めます。
イ	生涯学習における男女共同参画の推進	男女が生涯を通じて個人の尊厳と男女平等の意識を高めるとともに、家庭生活の大切さを認識できるような学習機会の提供に努めます。
ウ	教育関係者に対する男女共同参画研修の充実	教員や保育士、生涯学習指導者等教育関係者が男女平等教育を深く理解できるよう研修を行います。



## 目標 6

## 男女共同参画の視点に立った

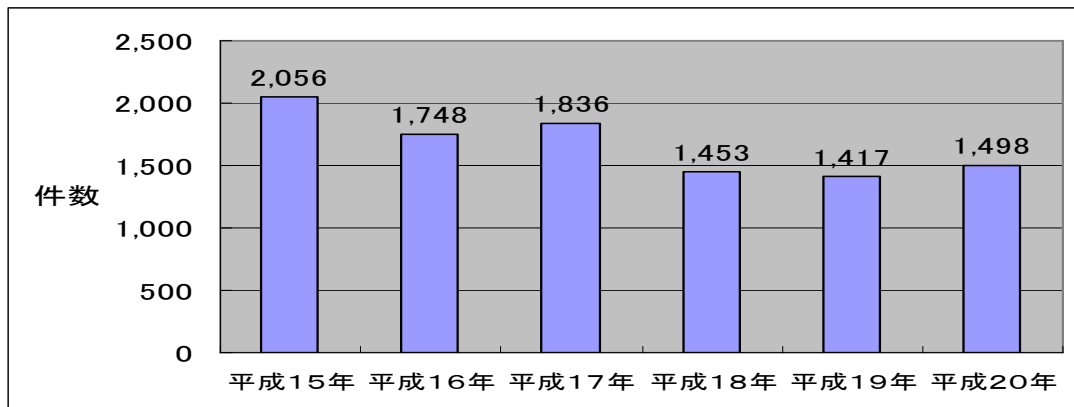
### 安心・安全なまちづくり

#### 〈課題〉

本市の刑法犯認知件数\*は平成15年の2,056件から平成20年の1,498件と減少傾向にあります。平成20年度調査では、市の施策・サービスの今後の重要度では「地震などの防災対策」、「防犯対策」を重要とする市民がともに半数を超え、市民の治安に対する要望は強くなっています。

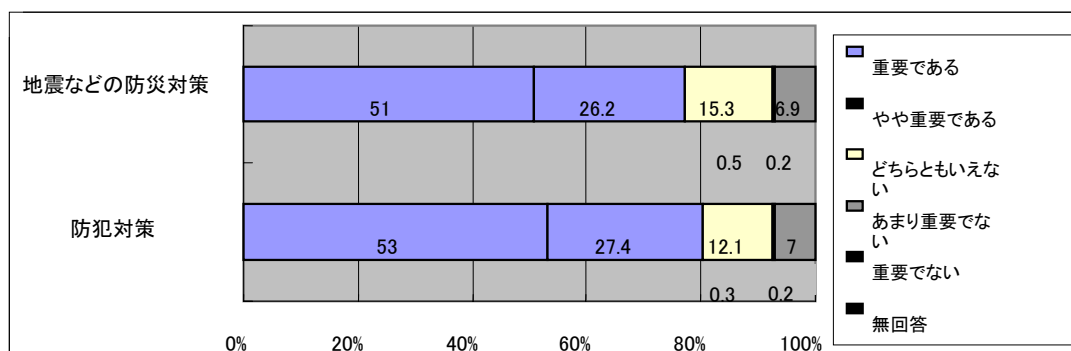
一人ひとりが生き生きと暮らしていくことは、男女共同参画社会づくりを実現していく上で、とても大切なことです。そのためには、生活の中で起こりうる様々な問題に対応できる安心安全なまちづくりを進めていくことが求められます。男性も女性も、すべての市民が安心・安全に暮らしていくための環境の整備や計画が望まれます。

#### 【市内刑法犯罪認知件数】



資料：千葉県警察

#### 【市の施策・サービスの今後の重要度】



資料：平成20年 鎌ヶ谷市民意識調査

#### \* 刑法犯認知件数

刑法犯の総数から交通事故に係る罪を除いた、凶悪犯・粗暴犯・窃盗犯・知能犯・風俗犯などの犯罪について、被害の届出、告訴、告発等により、その発生を警察が確認した件数。

## 〈施策の基本的方向〉

### (1) 男女共同参画の視点に立った環境の整備

女性の人権が侵害されないよう、防犯環境の整備や男女共同参画の視点に立った公共施設の整備を図ります。

具体的施策		概要
ア	性差に配慮した防犯環境の改善・整備	性による暴力等をおこさない地域の環境の改善・整備を行い、防犯面の向上を図ります。
イ	男女共同参画の視点に立った公共施設の整備	男女共同参画の視点に立った公共施設の整備が図れるよう努めます。

### (2) 男女共同参画の視点に立った防災（災害復旧）対策

地域防災計画へ男女共同参画の視点を図ります。

具体的施策		概要
ア	男女共同参画の視点に立った防災（災害復旧）対策	防災対策に女性の視点を盛り込みます。





## 目標7 だれもが生涯を通じて健康に暮らせる支援の充実

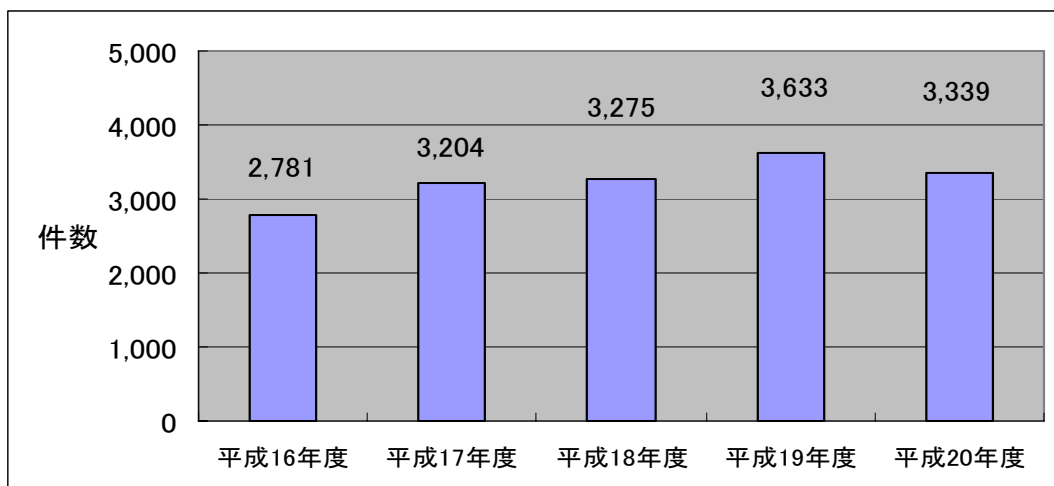
### 〈課題〉

生涯を通じて心身ともに健康で暮らしていくことは、男女共同参画社会づくりを実現していく上で大切なことです。特に女性は、妊娠や出産など、体の仕組みが男性と異なっていることに配慮し、ライフサイクルにあわせた健康支援が必要です。市の乳がん健診受検状況は平成16年度2,781件から平成20年度3,339件と着実に伸びていますが、今後も性差に配慮した健康づくりに取り組むとともに、健康に関する知識や情報の提供、疾病の予防や健康保持増進のための環境づくりが必要です。

男性においても、過労死や更年期問題、生活習慣病などへの予防にも適切な対応が求められてきています。

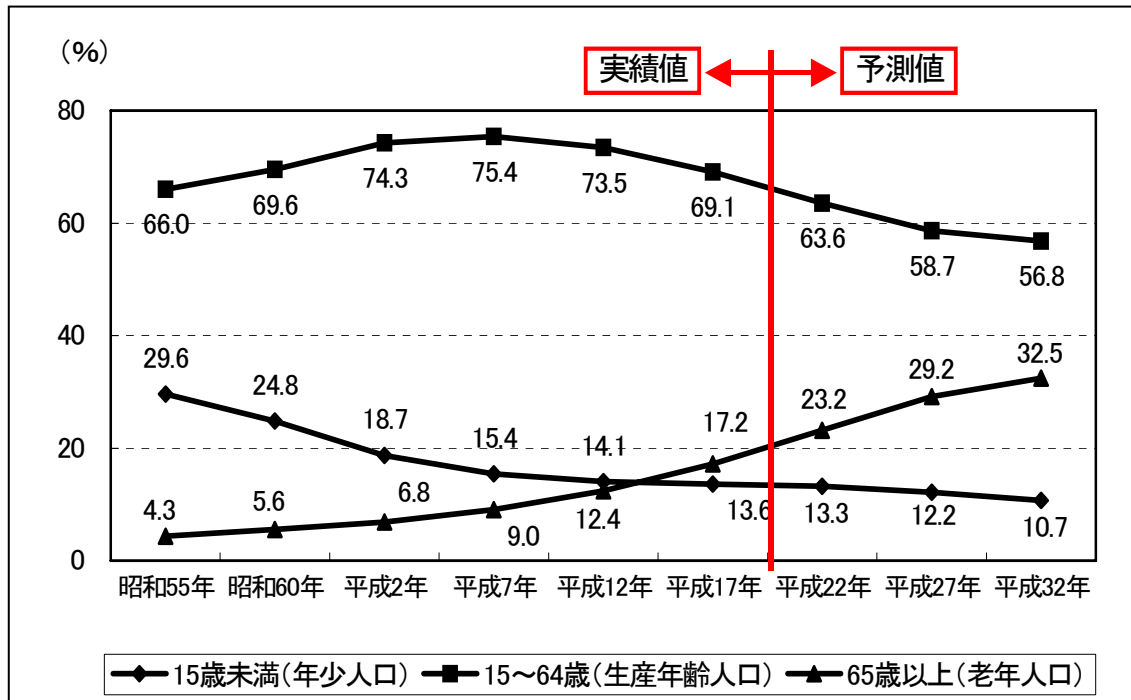
また、鎌ヶ谷市における総人口に対する65歳以上の割合は、平成32年度に32.5%に上昇する見込みとなっています。このような急速な高齢化に対応するため、高齢者の生活などに関する不安を軽減し、自立を支援することで、男女ともに生涯を通じて、いきいきと暮らすことができる社会を形成することが求められています。同様に障がいをもつ人もその人らしく自立し、暮らせる仕組みづくりを進めることが、重要になります。そのため、年齢や障がいの有無にかかわらず、就業や学習、地域活動などに参画できる機会を拡充するなど、環境の整備が望まれます。

### 【乳がん健診受検状況】



資料：鎌ヶ谷市健康増進課

### 【鎌ヶ谷市の年齢3区分人口の推移】



資料：平成20年12月「後期基本計画基礎調査」



## 〈施策の基本的方向〉

### (1) リプロダクティブ・ヘルス／ライツ\*（性と生殖に関する健康と権利）の推進

女性の人権であるリプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の浸透を図ります。

具体的施策		概要
ア	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの学習機会の提供	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの学習機会の充実を図ります。

### (2) 性差に配慮した健康の維持増進

男女それぞれの性に配慮した健康の維持増進を支援します。

具体的施策		概要
ア	性差に配慮した健康の維持増進	性差に配慮した健康の維持増進に関する情報の提供、相談等を行います。

### (3) 性差に配慮した高齢者・障がい者の自立支援

高齢者や障がいを持つ人が自立した生活を過ごせるよう、また介護などの支援が必要になった際に、性別による偏った負担や不安が生じないよう社会的な支援などの環境の整備を図ります。

具体的施策		概要
ア	性差に配慮した高齢者の自立支援	性別による偏った介護負担や老後不安がおきないような支援体制の充実を図ります。
イ	性差に配慮した障がい者の自立支援	性別による偏った介護負担や自立への不安がおきないような支援体制の充実を図ります。

---

## \* リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

リプロダクティブ・ヘルス／ライツとは、生殖に関する「健康」と「権利」のことです。「健康」は妊娠や出産のみでなく、月経、避妊、中絶、不妊、性感染症、更年期障害など幅広い範囲を含みます。「権利」は、「子どもを産むか産まないか、産むとすれば何人産むかなどを決定する自由」、「安全な妊娠・出産」、「子どもが健康に生まれ育つ権利」などが含まれます。

## 目標 8

# 男女共同参画推進体制の充実及び

## 男女共同参画推進センター運営の充実

### 〈課題〉

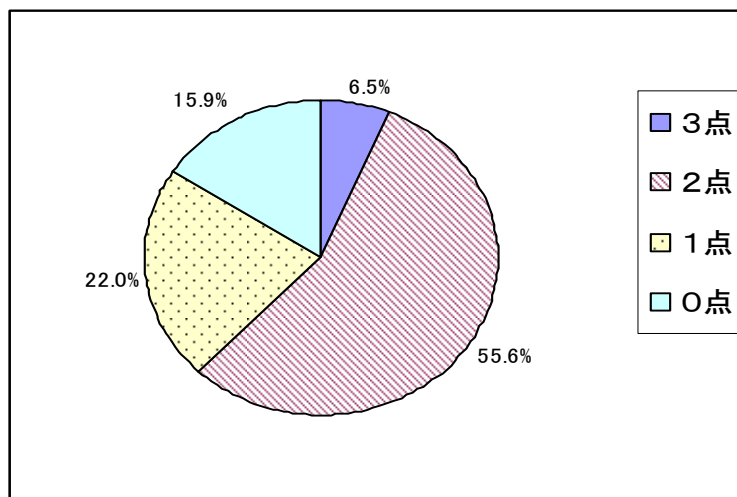
鎌ケ谷市では、平成 15 年 3 月に「鎌ケ谷市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、総合的・計画的に様々な施策を推進してきました。平成 18 年度には男女共同参画の推進拠点として「鎌ケ谷市男女共同参画推進センター」を開所し、セミナーの実施や情報提供、ネットワーク化を進めてきました。

しかし、鎌ケ谷市民の男女共同参画意識がなかなか進まないことや、審議会等での女性委員割合が伸びないことなど、第 2 次実施計画（平成 18 年度～22 年度）推進状況の事業評価においても目標に達し完了したものは、総事業の 6.5%という状況にあります。

男女共同参画の推進をさらに進めるため、男女共同参画体制を確立していく必要があります。また、施策を進めていく職員が男女共同参画意識をもって、各施策や事業にあたることを求められます。

さらに、男女共同参画推進拠点である男女共同参画推進センター機能の充実を図る必要があります。

### 【第 2 次実施計画推進状況 第 2 次実施事業の評価割合】

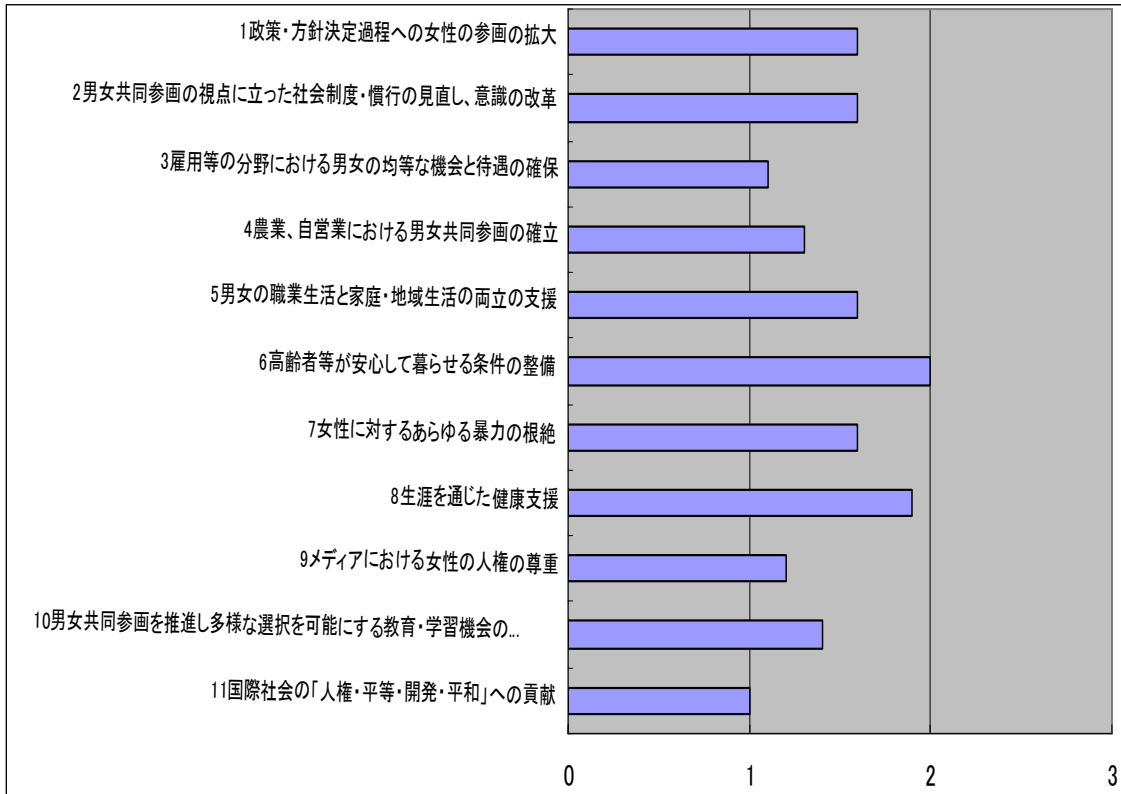


\* 第 2 次実施計画の各事業評価を鎌ケ谷市施策担当課が自己評価した 214 事業を点数化したもの。

- 3点　　すでに男女共同参画の目標を達し完了している
- 2点　　事業に着手しており、毎年継続実施している
- 1点　　事業に着手しているが、男女共同参画の視点ではないか積極的ではない事業
- 0点　　「実施の予定がない」「実績がない」事業

資料：平成 21 年度鎌ケ谷市男女共同参画計画第 2 次実施計画事業評価

【第2次実施計画推進状況 第2次実施事業の目標ごとの評価平均】



資料：平成21年度鎌ヶ谷市男女共同参画計画第2次実施計画事業評価



## 〈施策の基本的方向〉

### (1) 男女共同参画推進体制の充実

計画を総合的・計画的に推進する体制を確立し、さらなる充実を図ります。

具体的施策		概要
ア	男女共同参画条例の制定	鎌ヶ谷市の男女共同参画が総合的・計画的に進められるよう男女共同参画条例を制定します。
イ	推進体制の充実	男女共同参画推進懇話会を、男女共同参画推進審議会とし、鎌ヶ谷市の男女共同参画推進計画の進捗や男女共同参画推進についての審議をします。
ウ	施策の評価	施策評価について研究検討し、事業評価を行っていきます。

### (2) 庁内における男女共同参画の推進

施策を進める職員一人ひとりが男女共同参画を十分理解し、男女平等や人権の尊重という視点を持って、事業等を実施することができるよう努めます。

具体的施策		概要
ア	庁内推進体制の充実	計画を総合的に進める「鎌ヶ谷市男女共同参画推進会議」の機能を強化します。
イ	市職員の男女共同参画意識の啓発	職員が男女共同参画を十分理解できるよう職員研修を実施します。

### (3) 男女共同参画推進センター運営の充実

男女共同参画推進センターの機能強化を図り、市民による運営を目指します。

具体的施策		概要
ア	男女共同参画推進センター機能の充実	拠点施設として市民の周知を高め、利用しやすい施設づくりに努めます。
イ	男女共同参画関係団体への支援と協働	関係団体との連携・支援を図るとともに協働事業を行います。
ウ	男女共同参画推進センターの市民運営	NPO等の市民団体による男女共同参画推進センターの運営を目指します。

## 計画関連指標

目標	指標内容	現状	数値目標
目標1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	審議会等女性委員比率	22.1% (平成21年度)	30%
目標2 男女共同参画の視点に立った意識改革・慣行の見直し	市民が社会全体で男女平等と感じる人の割合	24.4% (平成20年度)	35%
目標3 男女のワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の支援	共働き夫婦の生活時間における夫の家事・育児・介護等の時間割合	10.5% (総務省「社会生活基本調査平成18年度)	30%
目標4 女性に対するあらゆる暴力の根絶	DVが人権侵害であると認識する人の割合	男性47.9%女性46.1% (県平成16年度調査)	60%
目標5 男女共同参画の視点に立った教育の充実	市民が学校教育で男女平等と感じる人の割合	71.5% (平成20年度)	100%
目標6 男女共同参画の視点に立った安心・安全なまちづくり	防犯対策に満足していると回答した市民割合	23.2% (平成20年度)	35%
目標7 だれもが生涯を通じて健康に暮らせる支援の充実	健康支援が充実していると回答した市民割合	23.4% (平成20年度)	35%
目標8 男女共同参画推進体制の充実及び男女共同参画推進センター運営の充実	男女共同参画推進センターの認知度	34% (松戸市女性センター平成18年度調査)	40%

\* 現状は市で実施していないものは国・県・他市の調査を参考としました。

# 第4章 第1次実施計画

(計画期間：平成23年度～27年度)

---



## 目標 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ……………

### (1) 施策・方針決定過程への女性の参画の拡大

	具体的施策	事業等	担当課	区分
ア	市の審議会等委員への女性の参画の推進 (目標値を定め、女性委員の登用を推進します。)	1 女性委員比率目標(30%)の達成	行政室 関係各課	継続
		2 女性委員登用のための公募枠の拡大	行政室 関係各課	継続
		3 女性委員のいない審議会等の数の削減	行政室 関係各課	継続
		4 女性委員登用推進のため市内関係団体との連携	男女共同参画室	新規
イ	女性職員の採用・管理職への登用等の推進 (これまで男性の多かった職域への女性職員の採用や、管理職への登用等を推進します。)	5 職域にとらわれない職員の採用・拡大	人事室	継続
		6 職務分担や研修機会等の男女平等	人事室 関係各課	継続
		7 市女性職員の管理職への登用の促進	人事室	継続
		8 女性教員の管理職への登用の促進	教育指導課	継続

## (2) 能力を発揮できるための環境づくり

	具体的施策	事業等	担当課	区分
ア	エンパワメントのための研修・学習機会の充実 (男女共同参画をするための力をつけるよう、学習機会の充実や支援に努めます。)	9 講師派遣制度の充実	生涯学習推進課	継続
		10 学習プログラムの研究・開発	男女共同参画室	継続
		11 女性リーダーの養成	男女共同参画室	継続
		12 学習情報の収集と提供	男女共同参画室 生涯学習推進課	継続
イ	人材育成に関する情報の整備・提供 (審議会委員等への女性の登用を促進するため、女性の人材育成に関する情報の収集・提供やシステム整備を行います。)	13 女性の人材育成情報と登録の推進	男女共同参画室	継続

## 目標 2 男女共同参画の視点に立った意識改革・慣行の見直し……

### (1) 男女共同参画の視点に立った意識改革・慣行の見直し

	具体的施策	事業等	担当課	区分
ア	性別役割分担意識の是正・慣行の見直し (性別役割分担意識を是正、慣行を見直すため、研修会等を開催します。)	14 人それぞれの生き方や多様な家族を認め合う意識を醸成するための講演会・講座の実施	男女共同参画室	継続
		15 男女共同参画の視点に立った市の業務の見直し	人事室 男女共同参画室 教育指導課 関係各課	継続
		16 職場での旧姓使用の周知	人事室	継続
イ	広く市民に行きわたる広報・啓発活動の展開 (男女平等意識やジェンダーに敏感な視点を浸透させるため、広報・啓発を行います。)	17 広報媒体の活用	男女共同参画室	継続
		18 啓発紙の発行	男女共同参画室	継続
		19 男女共同参画に関する講演会・講座の実施	男女共同参画室	継続

## (2) メディアにおける女性の人権の尊重

	具体的施策	事業等	担当課	区分
ア	市の広報・出版物等における性にとらわれない表現の推進 (市が発行する広報・出版物において、性別に基づく固定的な表現がされないよう取り組みを推進します。)	20 行政刊行物等に関するガイドラインの周知	男女共同参画室	継続
		21 行政刊行物の事前チェックの検討	男女共同参画室	継続
イ	女性の人権を尊重した表現の推進 (メディアから発信される情報を、主体的に収集・判断できる能力の向上を図るため、学習機会や情報の提供を行います。)	22 メディア・リテラシーの向上に関する講座等の実施	男女共同参画室 生涯学習推進課	継続

### 目標3 男女のワーク・ライフ・バランス

#### (仕事と生活の調和)の支援……………

##### (1) 労働の場における男女平等の推進

	具体的施策	事業等	担当課	区分
ア	雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保(性別による不平等が生じることのないよう雇用者等への啓発を行います。)	23 男女雇用機会均等法等雇用関係法の周知	商工振興課	継続
		24 男女共同参画表彰制度の周知	商工振興課 男女共同参画室	新規
イ	農業、自営業等における男女共同参画の確立(農業、自営業等における男女のパートナーシップの確立)(性別役割分担意識を是正するため意識の啓発、慣行や慣習の見直しを図ります。)	25 職場における男女共同参画を醸成するための研修会等の実施	商工振興課 男女共同参画室	継続
		26 事業所に対する男女共同参画研修等の支援	商工振興課 男女共同参画室	新規
		27 男女共同参画の視点に立った業務等の見直しの促進	農業振興課 商工振興課 農業委員会	継続
		28 関係団体への役員への女性登用の働きかけ	農業振興課 商工振興課 農業委員会	継続
		29 家族経営協定の締結に向けた情報提供	農業振興課	継続

## (2) 女性の就労支援

	具体的施策	事業等	担当課	区分
ア	女性に対する就労能力開発支援 (知識や技術、再就職への支援に努めます。)	30 労働関係講座の実施	商工振興課	継続
		31 労働相談の充実	商工振興課	継続
		32 再就職に向けた情報の提供	商工振興課	継続
		33 女性の起業支援	商工振興課	継続
イ	働く女性の健康管理対策の推進 (女性が働きながら安心して子どもが産める環境の整備を推進します。)	34 雇用主への働く女性に対する健康管理対策実施の働きかけ	商工振興課 健康増進課	継続

## (3) 男女がともに仕事と生活の両立ができる環境づくり

	具体的施策	事業等	担当課	区分
ア	家庭生活(家事・育児・介護等)への男女共同参画の推進 (男女が仕事と家庭生活が両立できるよう、意識の啓発や社会的支援の充実を図ります。)	35 ワーク・ライフ・バランスについての啓発	人事室 商工振興課 男女共同参画室	新規
		36 仕事と育児・介護の両立しやすい職場環境整備の促進	商工振興課	継続
		37 子育て・介護等情報の提供	障がい福祉課 こども支援室 保育支援室 子育て総合相談室 高齢者支援課 健康増進課	継続
		38 子育て・介護等の講座の実施	障がい福祉課 こども支援室 保育支援室 子育て総合相談室 高齢者支援課 健康増進課 生涯学習推進課	継続

		39 子育て・介護等の相談の充実	障がい福祉課 こども支援室 保育支援室 子育て総合相談室 高齢者支援課 健康増進課	継続
		40 子育て支援環境の充実 (ファミリー・センター・保育園・放課後児童クラブ(学童保育)・児童館等)	障がい福祉課 こども支援室 保育支援室 子育て総合相談室 学務課	継続
		41 ひとり親家庭等に対する情報・相談・経済的支援	こども支援室 子育て総合相談室	継続
		42 子育てネットワークの充実	子育て総合相談室 生涯学習推進課	継続
		43 男女の差なく家庭生活をおくることのできる支援や学習機会の提供	男女共同参画室 こども支援室 保育支援室 子育て総合相談室 高齢者支援課 生涯学習推進課	継続
イ	地域活動への男女共同参画の推進 (意識の啓発や参画機会の提供などにより地域活動への参画を図ります。)	44 ボランティア活動など地域社会への参加の促進	市民活動推進課 関係各課	継続
		45 曜日や時間帯に配慮した各種相談、説明会、講演会等の実施	男女共同参画室 関係各課	継続

## 目標4 女性に対するあらゆる暴力の根絶 .....

### (1) ドメスティック・バイオレンス(配偶者やパートナー等からの暴力)等対策の推進

	具体的施策	事業等	担当課	区分
ア	関係機関の連携の推進 (関係機関との連携を図り、被害者の保護や自立支援を充実します。)	46 庁内体制の整備	男女共同参画室	継続
		47 民間施設や社会福祉施設等との連携	男女共同参画室	継続
		48 DV対策ネットワークの構築	男女共同参画室	継続
イ	相談体制の充実 (被害者等が相談しやすい環境や体制の充実を図ります。)	49 相談体制の充実	男女共同参画室	継続
		50 配偶者暴力相談支援センターの設置に関する検討	男女共同参画室	新規
ウ	被害者の保護・自立支援 (被害者の保護や自立のための支援の充実を図ります。)	51 被害者の保護と自立支援	男女共同参画室	継続
エ	被害者の子どもの保護と支援 (被害者の子どもに対する支援の充実を図ります。)	52 被害者の子どもに配慮した保護、支援の実施	男女共同参画室 子育て総合相談室	継続
オ	ドメスティック・バイオレンス等に対する社会認識の形成、啓発 (ドメスティック・バイオレンス等の暴力は犯罪行為である認識を深めるための研修等を行います。)	53 ドメスティック・バイオレンスについての研修等の実施	男女共同参画室	継続



## (2) セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)等防止対策の推進

	具体的施策	事業等	担当課	区分
ア	セクシュアル・ハラスメント等防止対策及び啓発事業の推進 (あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進体制や啓発事業を行います。)	54 セクシュアル・ハラスメント等を理解するための学習会の実施	人事室 商工振興課 男女共同参画室	継続
55 セクシュアル・ハラスメント等に関する調査の実施		男女共同参画室	継続	
56 雇用管理上の配慮の徹底		人事室 商工振興課	継続	
57 防止対策の推進		人事室 商工振興課	継続	

## 目標5 男女共同参画の視点に立った教育の充実 ……………

### (1) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

	具体的施策	事業等	担当課	区分
ア	学校教育における男女共同参画教育の推進 (発達段階に応じ、個人の尊厳、男女共同参画に関する教育の充実に努めます。)	58 男女共同参画教育の推進	教育指導課	継続
		59 男女共同参画の視点による学校生活の見直し	教育指導課	継続
		60 性別にとらわれない進路指導の充実	教育指導課	継続
イ	生涯学習における男女共同参画の推進 (男女が生涯を通じて個人の尊厳と男女平等の意識を高めるとともに、家庭生活の大切さを認識できるような学習機会の提供に努めます。)	61 家庭教育セミナーや親子教育等の実施	こども支援室 保育支援室 子育て総合相談室 生涯学習推進課	継続
		62 男性の子育てのセミナーや研修の実施	子育て総合相談室 生涯学習推進課	継続
		63 学習・行事等における託児の実施	子育て総合相談室 関係各課	継続
		64 ライフステージに応じた学習の推進	生涯学習推進課 関係各課	継続
		65 団体、グループ、サークルの育成と支援	生涯学習推進課 関係各課	継続
ウ	教育関係者に対する男女共同参画研修の充実 (教員や保育士、生涯学習指導者等教育関係者が男女平等教育を深く理解できるよう研修を行います。)	66 男女共同参画教育のための教職員研修	教育指導課	継続
		67 男女共同参画のための指導者研修	男女共同参画室 生涯学習推進課	継続

## 目標6 男女共同参画の視点に立った安心・安全なまちづくり<sup>……</sup>

### (1) 男女共同参画の視点に立った環境の整備

	具体的施策	事業等	担当課	区分
ア	性差に配慮した防犯環境の改善・整備 (性による暴力等をおこさない地域の環境の改善・整備を行い、防犯面の向上を図ります。)	68 地域ぐるみの防犯意識の醸成	安全対策課	継続
		69 防犯灯の維持管理費の助成	安全対策課	継続
		70 環境浄化活動の推進	生涯学習推進課	継続
イ	男女共同参画の視点に立った公共施設の整備 (男女共同参画の視点に立った公共施設の整備が図れるよう努めます。)	71 男女とも利用しやすい公共施設の整備	男女共同参画室 こども支援室 関係各課	新規

### (2) 男女共同参画の視点に立った防災(災害復旧)対策

	具体的施策	事業等	担当課	区分
ア	男女共同参画の視点に立った防災(災害復旧)対策 (防災対策に女性の視点を盛り込みます。)	72 地域防災計画への女性の参画	安全対策課	継続

## 目標7 だれもが生涯を通じて健康に暮らせる支援の充実……………

### (1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の推進

	具体的施策	事業等	担当課	区分
ア	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの学習機会の提供 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツの学習機会の充実を図ります。)	73 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの学習の実施	男女共同参画室 子育て総合相談室 健康増進課 教育指導課	継続
		74 正しい性教育の普及	健康増進課 教育指導課	継続

### (2) 性差に配慮した健康の維持増進

	具体的施策	事業等	担当課	区分
ア	性差に配慮した健康の維持増進 (性差に配慮した健康の維持増進に関する情報の提供、相談等を行います。)	75 思春期における健康支援	健康増進課 教育指導課	継続
		76 妊娠・出産期における健康支援	健康増進課	継続
		77 性差に配慮したライフステージごとの健康支援	健康増進課	継続

**(3) 性差に配慮した高齢者・障がい者の自立支援**

	具体的施策	事業等	担当課	区分
ア	性差に配慮した高齢者の自立支援 (性別による偏った介護負担や老後不安がおきないような支援体制の充実を図ります。)	78 介護や自立のための情報提供・啓発・セミナーの実施	高齢者支援課 生涯学習推進課	継続
		79 介護や自立のための相談	高齢者支援課	継続
イ	性差に配慮した障がい者の自立支援 (性別による偏った介護負担や自立への不安がおきないような支援体制の充実を図ります。)	80 介護や自立のための情報提供・啓発・セミナーの実施	障がい福祉課	継続
		81 介護や自立のための相談	障がい福祉課	継続

## 目標 8 男女共同参画推進体制の充実及び

### 男女共同参画推進センター運営の充実……………

#### (1) 男女共同参画推進体制の充実

	具体的施策	事業等	担当課	区分
ア	男女共同参画条例の制定 (鎌ヶ谷市の男女共同参画が総合的・計画的に進められるよう男女共同参画条例を制定します。)	82 男女共同参画条例の検討	男女共同参画室	継続
イ	推進体制の充実 (男女共同参画推進懇話会を、男女共同参画推進審議会とし、鎌ヶ谷市の男女共同参画推進計画の進捗や男女共同参画推進についての審議をします。)	83 男女共同参画推進審議会の検討	男女共同参画室	新規
		84 計画の進行管理及び結果の公表	男女共同参画室	継続
ウ	施策の評価 (施策評価について研究検討し、事業評価を行います。)	85 施策評価についての検討	男女共同参画室	新規
		86 事業評価の導入	男女共同参画室	新規

## (2) 庁内における男女共同参画の推進

	具体的施策	事業等	担当課	区分
ア	庁内推進体制の充実 (計画を総合的に進める「鎌ヶ谷市男女共同参画推進会議」の機能を強化します。)	87 鎌ヶ谷市男女共同参画推進会議の充実	男女共同参画室	継続
		88 庁内女性会議の開催	男女共同参画室	継続
イ	市職員の男女共同参画意識の啓発 (職員が男女共同参画を十分理解できるよう職員研修を実施します。)	89 市職員研修の充実	人事室 男女共同参画室	継続

## (3) 男女共同参画推進センター運営の充実

	具体的施策	事業等	担当課	区分
ア	男女共同参画推進センター機能の充実 (拠点施設として市民の周知を高め、利用しやすい施設づくりに努めます。)	90 学習・研修、情報収集・提供、交流、調査の実施	男女共同参画室	新規
イ	男女共同参画関係団体への支援と協働 (関係団体との連携・支援を図るとともに協働事業を行います。)	91 男女共同参画関係団体との連携	男女共同参画室	新規
ウ	男女共同参画推進センターの市民運営 (NPO等の市民団体による男女共同参画推進センターの運営を目指します。)	92 男女共同参画推進センターの市民運営検討	男女共同参画室	新規

# 資 料





## 1 計画の策定経過

	策定委員会	策定委員会部会	庁内等の動き
6月	公募委員募集 関係団体へ推薦依頼		庁内男女共同参画推進会議開催 男女共同参画推進懇話会開催
7月	委員決定		庁内女性会議開催
8月	第1回委員会開催		
9月		第1回部会開催 計画骨子(案)	現計画第2次実施計画評価作業
10月		第2回部会開催 計画骨子(案)	男女共同参画推進懇話会開催
11月			
12月	第2回委員会開催 計画骨子検討		
1月		第3回部会開催 計画(案)	
2月		第4回部会開催 計画(案)	男女共同参画推進懇話会開催
3月		第5回部会開催 計画(案)	庁内推進会議・庁内女性会議開催
4月	第3回委員会開催 計画(案)検討		
5月			
6月			男女共同参画推進懇話会開催 庁内男女共同参画推進会議開催
7月	第4回委員会開催 計画(案)検討		実施計画(案)作成作業
8月			実施計画関係各課ヒアリング
9月			パブリックコメント
10月	第5回委員会開催		
11月			男女共同参画推進懇話会開催 政策調整会議 政策会議
12月			修正 市長決裁
1月			
2月			男女共同参画推進懇話会開催
3月			

## 2 鎌ヶ谷市男女共同参画計画策定委員会設置要綱

(設置)

**第1条** 鎌ヶ谷市における男女共同参画計画を策定するため、鎌ヶ谷市男女共同参画計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌)

**第2条** 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 男女共同参画計画の策定に関すること。
- (2) その他、委員会の目的を達するために必要なこと。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募による市民の代表者
- (3) その他市長が必要と認めた者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、計画策定終了までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、男女共同参画担当課において処理する。

(補則)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (省略)

### 3 鎌ヶ谷市男女共同参画計画策定委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

区分	氏名	役職名等	備考
第1号委員	内海崎貴子	学校法人川村学園女子大学教授 鎌ヶ谷市男女共同参画推進懇話会会長	会長 部会員
	岩楯堪子	元鎌ヶ谷市男女共同参画推進懇話会会長 前鎌ヶ谷市男女共同参画計画策定委員副会長 女性のネットワーク鎌ヶ谷代表	部会員
	川村めぐみ	前鎌ヶ谷市男女共同参画推進懇話会委員 元都立高校教諭	部会員
第2号委員	小林トキ		
	竹内春美		部会員
第3号委員	皆川清隆	人権擁護委員	副会長 部会員
	矢作政子	鎌ヶ谷市自治会連合協議会	
	高瀬和則	鎌ヶ谷市商工会	
	井手ミサ子	鎌ヶ谷市民生委員児童委員協議会	
	大久保俊輝	鎌ヶ谷市校長会 任期 平成21年8月18日～ 平成22年3月31日	
	河合 峰夫	鎌ヶ谷市校長会 任期 平成22年4月1日～ 平成23年3月31日	
	平田真裕美	国際交流協会	部会員

## 4 男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）

改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号  
同 11 年 12 月 22 日同 第 160 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の

促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画

(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際



的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (省略)

鎌ヶ谷市男女共同参画推進計画

発行 平成23年3月

鎌ヶ谷市 市民生活部市民活動推進課 男女共同参画室

〒273-0195 千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1

TEL 047-445-1141 (代)